

決算の後は

農地所有適格法人報告書の提出を

農地所有適格法人（旧呼称・農業生産法人）は、農地法で定められている要件を満たした、農地を借りること、買うことができる法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により、毎年「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書を提出されないと、農地の権利を取得する場合に支障をきたすこととなりますので、必ず提出されるようお願いいたします。

提出する書類

- ・ 農地所有適格法人報告書
 - ・ 報告する事業年の農業収入額がわかる書類（損益計算書など）
- 【新規に設立または内容に変更があった場合】
- ・ 定款、株主または組合員名簿の写し

提出期限

法人の毎事業年度の終了後3カ月以内（例えば決算期が12月末の法人の場合は3月末まで）

提出先

- ・ 農業委員会
- ・ 農業委員会忠類支局

※報告書の様式は農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。



平成31年1月～令和元年12月 農地移動状況

項目		平成31年 ・令和元年		平成30年		前年比		
区分	移動事由	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法第3条	所有権の 移転	売 買	19	34.54	31	94.85	-12	-60.31
		贈 与	7	124.68	8	121.11	-1	+3.57
	賃借権の設定		45	218.95	46	264.65	-1	-45.70
	使用賃借権の設定		16	504.18	28	792.40	-12	-288.22
	地役権の設定		1	0.05	—	—	+1	+0.05
農地中間管理機構 特例事業(道公社)	買 入	11	75.53	14	97.68	-3	-22.15	
	売 渡	25	178.48	12	67.84	+13	+110.64	
農用地利用集 積計画	所有権の移転		15	41.14	7	18.85	+8	+22.29
	利用権の設定(賃借権)		110	558.47	123	757.93	-13	-199.46